

八千代町プレミアム商品券の取扱店を募集します！

登録資格要件

八千代町内に立地する店舗・事業者
(金融業、風俗業、公序良俗に反する事業者は除きます。)

登録受付期限

令和元年8月7日(水)
※期限後も登録はできますが、チラシ等への掲載はできません。

受付場所・時間

八千代町商工会 住所：八千代町大字菅谷 1177 番地 27
午前9時～午後4時

登録手続き

「八千代町プレミアム付商品券事業実施要領」をご確認の上、
申込書を八千代町商工会に提出してください。
複数の店舗がある場合、店舗ごとに申込みしてください。
要領・申込書様式は町ホームページからダウンロードできます。

説明会の開催

受付後、審査を行い、承認された取扱店に通知の上、説明会を開催
します。

八千代町プレミアム商品券とは

令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられますが、所得の低い方や子育て世帯への負担の影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするために、プレミアム商品券を発行・販売します。

購入できる方は

- ①平成31年1月1日に八千代町に住民登録のある方で、**2019年度住民税非課税者**
(但し、課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、青色・白色事業専従者、生活保護被保護者等を除く。)
- ②**小さな乳幼児のいる子育て世帯主**
(2016年4月2日～2019年9月30日に生まれた子のいる世帯の世帯主)

商品券の販売期間：令和元年9月28日(土)～令和2年1月31日(金)

- 販売場所：八千代町役場1階
- 販売価格：1冊4,000円(商品券5,000円分(500円券10枚))
- 購入限度額：①非課税者1人につき5冊20,000円まで(商品券25,000円分)
②子ども1人につき5冊20,000円まで(商品券25,000円分)

商品券の使用期間：令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

- 八千代町内のプレミアム商品券取扱店でのみ使用できます。
- つり銭は出ません。
- たばこ、他の商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカードなどの金券、税金、不動産、金融商品には使用できません。
- 使用期限(令和2年2月29日)を過ぎた場合は無効となります。

問合せ先

【プレミアム商品券担当】

八千代町役場 まちづくり推進課 企画調整係
八千代町大字菅谷 1170 番地
TEL 0296-48-1111 内線3220

【取扱店の申込・問い合わせ】

八千代町商工会 八千代町大字菅谷 1177 番地 27
TEL 0296-49-3232